

やすらぎの村便り

介護保険を利用しての住宅改修について

介護保険サービスを利用して、以下のような住宅改修を行うことができます。

①手すりの取り付け（トイレ、階段、外階段、廊下、お風呂など）

②床の段差解消（部屋、廊下、トイレ、浴室など）

③床材の変更（部屋、お風呂などの床を滑りにくい素材への変更）

④引き戸への扉の変更、新設（開き戸を折れ戸やアコーディオンなどへ変更）

⑤便器の取替え（和式便器から洋式便器へ）

⑥①～⑤の改修に付帯するもの。

対象者は、介護保険の要

介護認定で、要支援1・2、

要介護1～5と認定された方で、費用負担は、他の介護

サービスと同様、実際にかかった費用（ひとり生涯20万円まで）の1割です。（二定以上の所得者は2割または3割）

但し、要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までが設定されます。

最近、トイレの立ち座りが大変で手すりを取り付けた

い。お風呂に入る時、浴槽を跨ぐのに手すりを付けたいなど、

お困りごとがあれば、是非「やすらぎの村」へご相談ください。

また、「この場所に取り付け

できるの?」「どの辺に取り付けたらいいの?」「どの業者に頼めばいいの?」など分からないことがございましたら、専門スタッフがご自宅までお伺いし、アドバイスをさせていただきますことも可能です。上手に介護保険サービスを使うことで、お安く、安全に動作を行っていたくことができるようになります。

※利用者は、事前と事後に保険者（市町村）への申請書類等の提出が必要です。「やすらぎの村」では、申請等のお手伝いもさせていただきます。

やすらぎの村

レンタル事業部 河内長野

所長 谷垣 雄基

キタバ薬局グループ 富田林市向陽台 2-2-15

